大嘗會便蒙

210.091
Ka144d2

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2

ガラス使用

国立国会図書館蔵書

大嘗會便蒙

国立国会図書館蔵書

国立国会
25.3.31
図書館

112362

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2

ガラス使用

210.091
Ka144d2

大嘗會便蒙

大嘗會便蒙自叙

禮大者四曰冠曰昏曰喪曰祭冲國唯祭是重遂古以降恒例臨時祭祀其目最多就中特為大祀者是此大嘗耳可謂大之又大禮之樞要也而永享滄桑王室如綫大禮不襲三百年間人為古談雖貞享昇平初興廢亦無能有連綿去歳戊午再繼絶千古之禮復行於今萬葉之美豈有大焉夫以朝賀之儀尚位之禮雖其大

国立国会図書館
25.3.31
図書館
112362

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

不出乎大嘗之左而槩李唐制為之模非中國
從來之式唯於大嘗則否山藍之摺可以目華
人之古壽詞之奏不可得播蕃客之耳實是中
國禮儀純粹無所駁雜者也凡好古之士有識
之人誰不樂此禮中興乎予幸奉記得大禮之
鴻命去歲仲冬傳馬到洛雖會有重服不得入
宮城而東馳西驅略明其趣朝問夕正漸得其
奥今春東歸筆之錄之自國郡卜定至豐明節

會當時進退巨細悉舉上世規式參差必附分
為九卷以擬上
官更用國字釋當日次第其於由奉幣以上辰
節會以下者唯述其梗槩加之前後以示門生
及就問之客比之九卷則十之一耳然而當日
威儀可以命畫工宮殿營作足以役工匠是以
門生往々請鋟之梓予曰目視猶不免無差況
借觀於人者乎苟差以毫釐繆以千里不昔者

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

數月然而甲乙遞寫日不暇給門生或空手而
待於是不得已初屬剞劂氏其所要在便童蒙
故務譯雅言於俗辭名曰大嘗會便蒙恐人或
以此書為郎上
官者故題其首也爾
元文四年十一月　羽倉東進荷田在滿書

大嘗會便蒙上
元文三年大嘗會
大嘗會といふ事は年の新穀を天子ゑ
うら天下の諸神へ佐しまゐ故なり諸神と
ぐくに嘗ものが故に大嘗とはいふ又新
穀を佐しまゐ故に新嘗ともいふ始新嘗と
いふ事は日本紀神代上に天照大神の新
嘗とみえたる事是初なりされど是はこゝろ
きこしめすぞうりまゝ祭にはあらず國事なり
天雅彦が新嘗とあるも亦同じ人の代に

ありては仁徳天皇四十年に當て新嘗之月に
以宴會日賜酒とあるを初なりけれど依紀
よりつきたるを初とはせず後清寧天皇
二年十一月に依大嘗供奉之料遣於播磨國
司山部連先祖伊与來目部小楯と見えて此
それ大嘗の字のあらはるゝ初にて播磨國をすなはち
いち悠紀國なりしとしれど大嘗の御をは
たゞ此時より初まるとはそのつまびらかならず又
顯宗天皇二年十一月に播磨國司伊与來
目部小楯於赤石郡親辨新嘗供物と見えて

天武天皇五年九月丙戌為新嘗卜國郡也
斎忌則尾張國山田郡次丹波國訶沙郡なと
にも見えたれどこれも大嘗ともいひ又新嘗
ともいひ事は同じくして名のみかはれるも後
大寶元年の令に至りてはすべて大嘗といひて其中
に毎年行はるゝは年々にして御一世に一度行は
るゝは年大なるは共に新嘗といはずして
令よりの後の國史貞觀延喜等の式にいたりても
御一世に一度つのるを大なるかたと大嘗と
いひ毎年のは新嘗といひ別ちわかれるなりとて

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』　請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

今の世までもかくのぬし拝新帝の法即位七月
以前なれば三年に大嘗会をとげられ八月以後なれ
は豊年に行はるゝ定にて後花園院永享二年
は青つ 庚戌までハ行はれ来りしを後土御門院の法
世のたしめ兵乱の半なりしに依されハ是ずれ
東山院 ゝるを中絶して中間二百五十六年を経て東山院
貞享四年丁卯に至りて再興せらるゝ所なり
先帝中御門院の法世のたしめ又取ありて行ハ
まぎ當今も享保二十年乙卯十一月に御即位あり
あまたハ豊元文元年丙辰に行はる強き例な

祇とも行はれたる紀事ありて延られる内二年丁巳ハ
諒闇なりしに依てたし戊午貞享より中間五十一
年にて後再興せらるゝ拝貞親王の比にあれ
ゝる大嘗会ハ其儀式廣大にして今の世にまのあるび
おべくもあらず江戸次第などにのせらるゝ和と貞享
に行ひれしとおもしろ儀式とハ大かた同しなるへ
但ことに此儀ハ江戸第にあるに照にして貞享
ありしかし厳なり
先國郡卜定といふことあり是ハ悠紀主基の国
都を何の国何の都とこゝろなひ定めらるゝ儀式へ

三

悠紀

主基

悠紀とハ日本紀の私記にいはゆるひきこまかる此辞也
いへりされど以へきといふ詞にはあらんかこ主基とハ
次といふ義にて悠紀に次てものいこする意之相悠紀
主基にあたりたる西国の国の年代大嘗の年
を奉行し且大嘗の時に奉らるゝ御飯白黒の御酒
等も悠紀にあたりたる国に悠紀に行ひたる郡
主基にあたりたる国の主基にあたりたる郡
郡の稲を用ゐらるゝ故に右に前ニ知るゝ定め
らるゝ事也是ハ八月の内にて日を定めて定め
らるゝことしハ廿八日にあらんこそ城宮宸殿の西

軒廊

の方に廊ありそれを軒廊といふ此所に神祇官の
官人はらなりまして其中に卜部人にて龜甲を
やきて龜のやけ様にて悠紀に何の国何乃郡主基
に何の国何の郡と定むるに昔ハ数国数郡乃
名を出さてそれ中にてうらなひしるすれども
中古以来ハ国にハ定まりたるて悠紀ハ必近江国
を用ゐる主基ハ丹波国と侍中国とをかたらしに
用ゆ郡ハ一国に二郡つゝを出たて其中にて一郡
とトひ定むるに此ハ悠紀近江国滋賀郡
主基丹波国桑田郡に定まる此ト定る事ハ以後

悠紀ハ近江
主基ハ丹波と備中と
かなりし

112362

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2　ガラス使用

六條宰相の中將有起卿を兼近江權守とし岩崎
右官掌紀の氏信を近江權大掾とし此外に池尻
左ハ佐の人作無くろうるかあし
右衛門の權の左衛房初より兼任江介なるに宰相ハ
此三人恐紀の玉司として前後たまるにあげらる
又廣橋左大辨宰相兼胤朝臣を兼丹波權守
とし正親町右中將実連朝臣を兼丹波介とし座
田右衛門の大尉紀氏房を兼丹波權掾とし此三人
主基の國司として同じくなるに頼る又拔穂使とて
鈴鹿右を土山駿河守武座あ人を江西洪賀郡
松本村へ下り行鈴鹿内脇高島右を源蕃信寺

人丹波國桑田郡鳥居村へ下り各其所に到りて
大田
田をトひ定む其を大田といふ其田に出来たる稲
撰子稲
を撰子稲といふ
次に荒見河祓といふあり其ハ大嘗会に奉仕
するに辨史等其ほれかりそめに犯せる軽き
罪咎をもらひまて其ほ清淨にする儀也大
嘗会の散齋ハ十一月朔日より始れども此事ハ
弁史ハ先まで罪咎をもらひ汙穢を除かん
が爲に九月晦日に河祓をなすべし其ハ夜ハ永遠
にすまるまてすれども贖物として人がたを作り

112362

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2　ガラス使用

是にわが罪咎をうつして河水に流しすて政の始
め根にすゝまん昔に荒見河といへるいづれの流
やらんしらず今の後は京の西北に紙屋川といふ
あり今の人かい川とよぶ此川の高橋といつもと
ゝ後をしりはれども名目には荒見河後
いふ所に風川ぞこに幄をはて但紀に墨のけ
事は弁史中臣卜部若庭し弁史大麻を捨て
息をうけ卜部天大麻を地につきくて祝詞を
よみ祓をなして贖物を流しまつる也
次に御禊とかゝるあり禊もそらへとよみて祓と

112362

禊は天子ニハ祓は臣ニハ

同じ義なれども天子なるに祓といひ常は今は
祓といふ是も荒見河後と同じ意にて天子是
より清海にしてこゝ海にんがれ是にて此汗襟を
よらひ清めなんとて此祓をなしなり十一
月朔日より大嘗会の散斎なるが九に十月
の末に行はるゝなんにはしは九日之昔は河
邊に此年ありさしかれしかれ後世は略せら
きて清涼殿乃豊の庭にお御ありさしかれ
其儀度上に贖物は麻を束にのせてわき
宮主を奉る此贖物は巫れ沼て中臣女兄

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

ときより御膳ハ采女之を供して中臣女是を手伝
天子是を招きひきとりて返したまふ次
に実白ニ豊穣物をまいらせ奉りて結をなすなり
なり昔ハ此時公卿以下も同じく禄をたまハる
江次第に見えたれど今ハなきとそ
次に忌火の御飯を供する事あり忌火ハ斎火
にて是ハ十一月朔日今日より大嘗会の散斎
なるゆゑ清き火をきりて後あらためて清き
火にて御飯を炊き是を忌火の御飯と申す
御日の御膳日毎に陪膳の供物以下をまゐらす

男俄かにしばしして本式にまゐる人但是ハ大嘗会
前に限りたる事にあらず中古まてハ毎年
六月十二月の朔日に必是を供する也是時
其月に神今食の御神事あるに依て其月の
朔日に火を改められ清浄の大
膳所のおもて座敷をとりて此日より御膳を供
そえて四種の御物とて飯塩酒醤をそなふる次に
御飯をそなふる次に御菜とて蒲鰒干鯛鰯鯵
をそなふる次に御汁物とてわかめの汁をそなふ
本のかはりに御箸をそへて杯にまゐらせ上るに御あつもの

膳にうつせかへ御箸をとりて御飯につきたてさせ
のみぞうりまて入御せらるゝ事あり是にて御膳を
撤まゐらするなり

由奉幣

次に由奉幣（よしのほうへい）といふ事あり由とは大嘗會
をとりおこなはるへき由を奉幣とは幣帛を神に
奉らせ給ふ儀にて是は此月下の卯の
日に大嘗會を行はるへき由を伊勢石清水
賀茂の三社へ勅使を以て告しらせ給ふ此儀は
霜月上旬の内にて日をえらひて定まる事なり其
日を用ゐらるゝ事は権の儀神祇官代の儀

忌火御飯圖

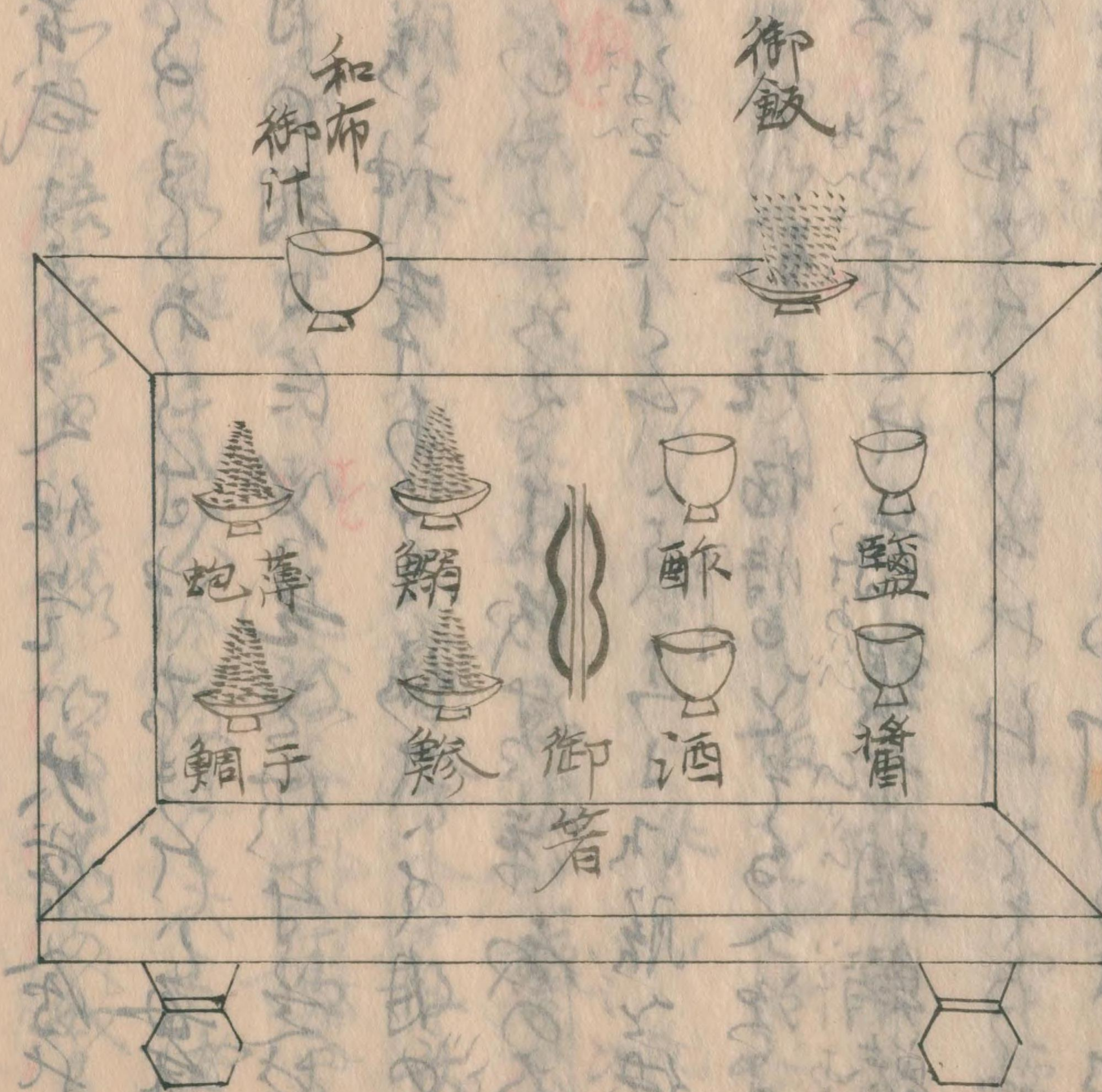

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

其同日にあるなの儀式あり陳の座の儀ハ上ハ
以下宮殿の西廊右近の陳の座に着て三社の
使を定め仰せ又同記に仰せて三社の宣命
を作らしめて奏聞し是を清書せしめなど
ある儀之此儀早りてすぐる神祇官代の儀
あり神祇官代にハ京の東山神樂岡の八神殿
吉田の社の近所にあり今乃人或ハ誤
其八神殿を吉田の社と云者あり乃遠を用ゆる儀先
此年代年史以下此所にて三社の幣物をつゝ見
上ハ陳の座の儀早りてすぐる此所にあり三
社の宣命を三社の使に渡しまゐらせ幣も

此所にて行ふ之是ハ昔ハ神祇官此内舍にて
行ひし事なれども今ハ神祇官の職ハ
神樂岡の八神殿の代とも
て此ものゝ也八神殿ハ正しく神祇官ハ
所ゆへ抽なしとハ之
扨大嘗会の前日ハ以下も宮月下の卯の日に
定まりしなるまで若卯日三ツ有ハ中の卯
の日を用ゐるなりしハ霜月十九日丁卯に
あるれ是ハ前日の四五日以前にて修理
職の役人大嘗宮を作りまゐらせ作り様先

九

紫宸殿の南庭は東西十六間南北十間の柴垣を
作廻らす（昔の垣は東西二十一丈四尺南北十五丈なり）垣の高さは六尺たるべし柴
は間の方は小山柴邦の方は萩の葉いつきも二ヽけ
之行にて押縁とし縄にて横に五所ゆゑ四方此
角に皮付の松乃そへ柱あり其柱を柴にて
包ミ上の方は呼絶にて細に作る前日にありては
椎の枝を垣一面に付し此ゆゑ椎の木恵と
以て垣の四方にくの木此皮付の為居をたるべし
但南北の為居は垣の中央にあり東西の為居は
中央よりかし南へ寄する為居のそこは四間左に

八尺ばかりたるさは南西東の三方は一のかさ木の下
ばかり九尺北の方ばかりは二のかさぎの下
ばかり九尺なり此なれば後御の所所菱
蓋つらゆる所にあるなり改めらる（貞観の比の門は高さ一丈二尺廣
さ一丈二尺之近所にありて四方にて高さ九尺ばかりさ八尺とかなる）又西東の鳥居の外
一間ばかり至て南北二間の袖垣をつる（箱と屏
昔は長さ二丈五尺あり）垣の作り根は四方此垣は同じ垣の南
北の端にはそへ柱あり是も柴にてふとく清しむ
四方の垣の角に同じ又四方の為居に開戸
あり是も同じく柴にて作り割竹にてふたを

大嘗宮地圖

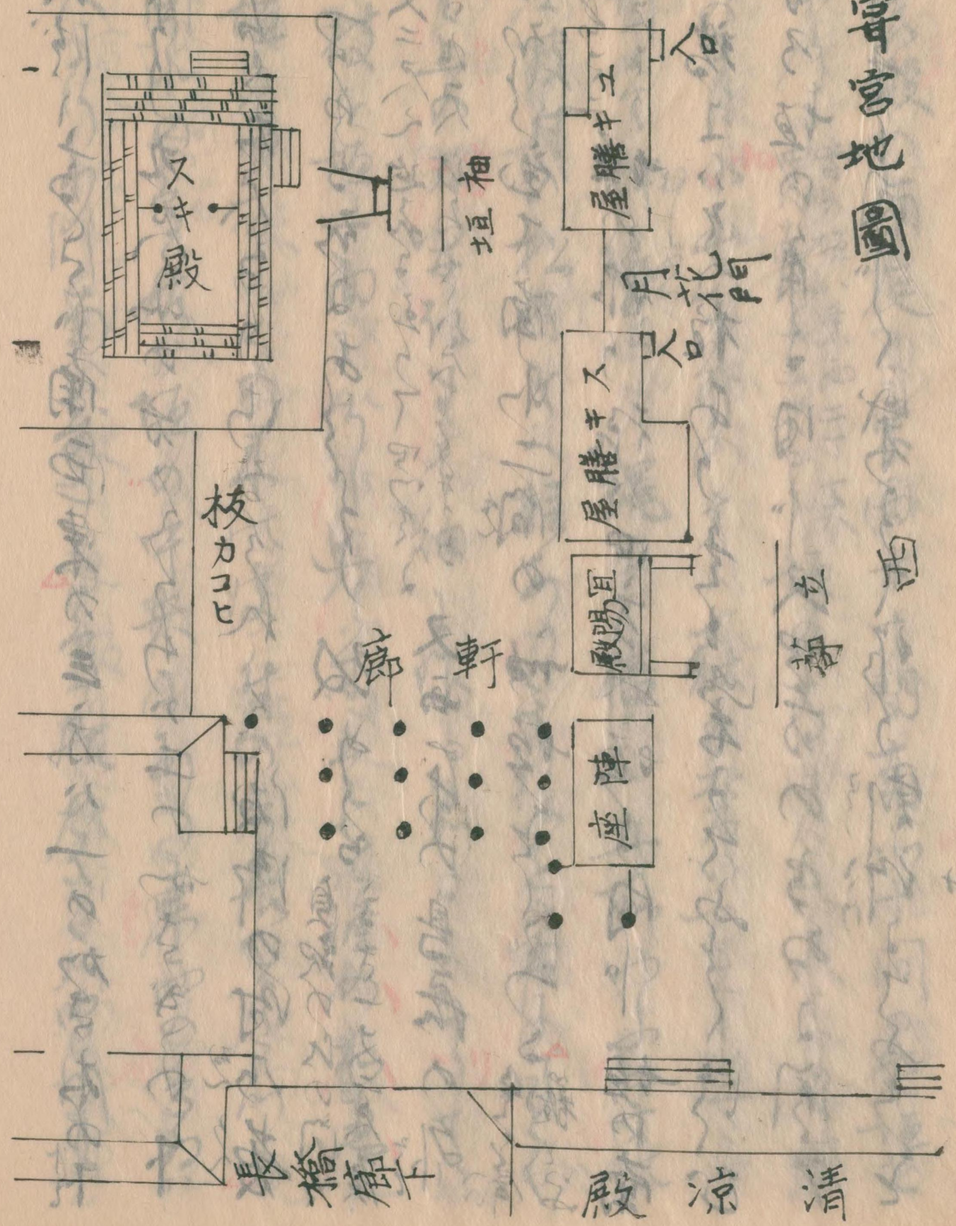

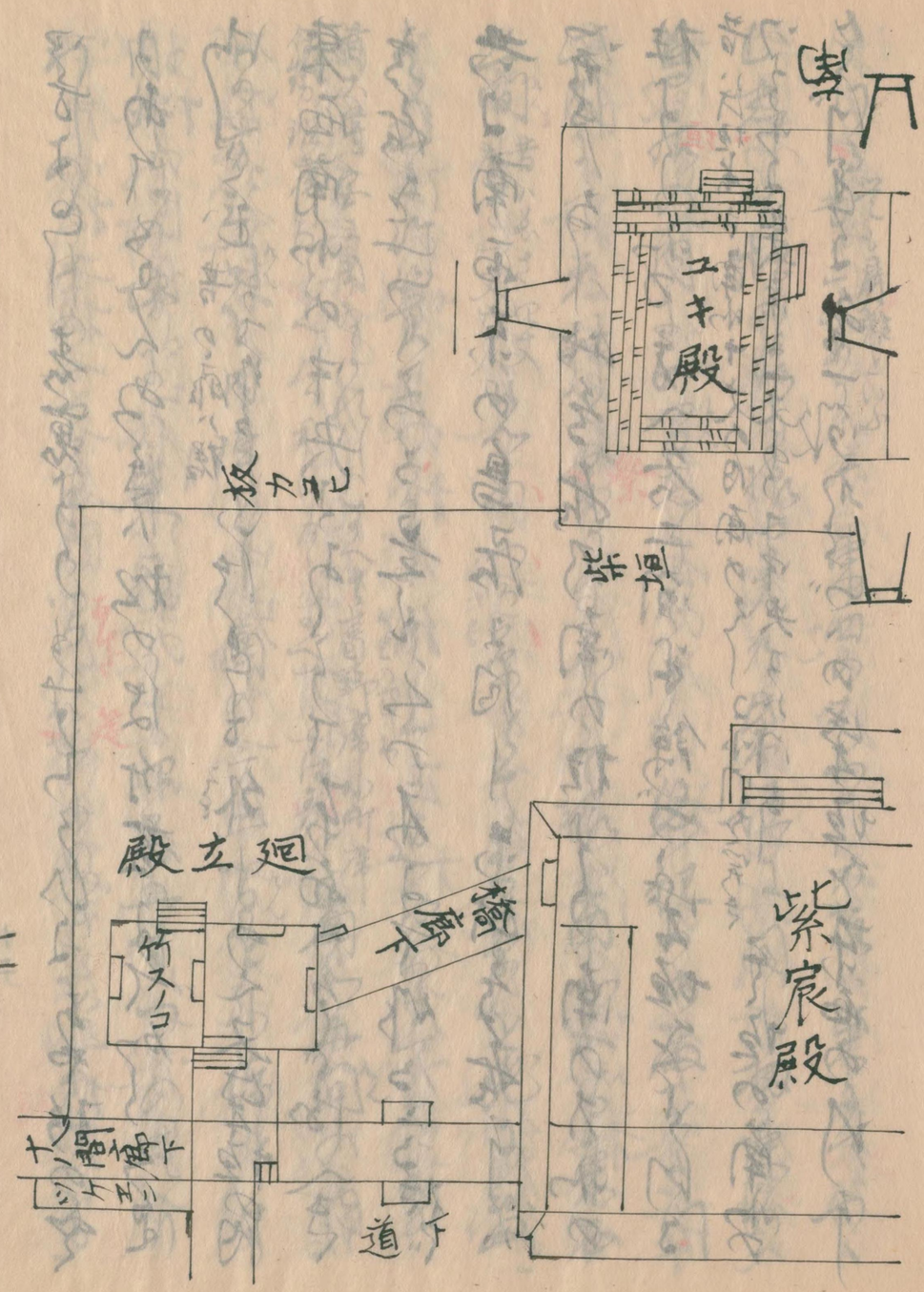

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

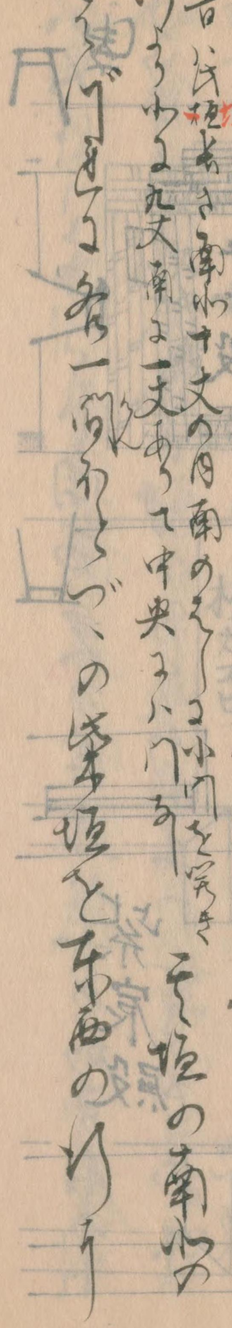

とめきを立ゆとあ法ゆかくのめきを物一間半が
あひだに四枚あり但二枚づゝ上ゆかひまて
法なる絶面四尺きにはくるんぬ我は是も松の皮
付藤まてかゝくる紙だ然之此開戸の内には
よし此簾あり取りは白紙まて付る簾の内
の方白きに麻のつさ二まぢ下り滅金の物あり
簾は内のもへ巻上て物にかくる簾の内には
白き布の幌をたるく幌の上に白き布のつさ
二すぢ後絶簀むまひ八間あり又中央の
柱より東一間半は四方のめくに出江おかて

あてゝる上に四殿の簾をとれ金又西おもてはそも
階の付くに一間半が間を入口とす深戸は是も
近江おもてまて松の木をあつる半なるとすべて南
おもて乃一丈戸に同し但此深戸は一丈半のあひだ
に二枚にて南深きにてあつがひ五間には
そばれ巻あり布幌ふされど南おもてに吳る
半なり入口よりほう内陳の木合せて三間半
の部并小おもての木は左に表とめきとなりて
まて此簾をもうけず又東おもては内陳が間三
間先南の端まれるが間は小おもてに同しく近

十四

江掛てとめつきとなし其上を挿りて一寸五分
ばかり上は葭の簾をかけおく南かけての東の方
間に同し桁南かけての方を江より上棟の下迄
三寸あまりに江表にぬきをあてとらへたる也
南かけてそ是に同し但北ハ下まて此面まて一
尺ばかり　江表にハ東南西の三面共に簾をかけ但西面
二方ハ簾をまくらさりき今も同しかけ(?)床(?)の
内天井ハ皆江かけてこれ掛(?)塗(?)根の長さ南北七
寸　但南の端ハ三寸のあまりと東とし北の端ハ
三寸よりはるかにもし南北とも宋(?)垣より塗
根の端まての間一寸まてあり東西ハ三寸ばかり

にかけての端ともにしやねハすべ
て萱葺棟に(?)は桁の下まて南北の端より
うちへあり樺(?)のきとそ(?)棟をかつ木を(?)
ひこと三木南北の(?)の下に搏風ありちぎ
とも木(?)とかする棟より西に四寸但ハ
又萱葺の下に南北へ渡せる木あり棟より西に
八つ東に八つ合(?)にて白木
をりこまり白木をさくらしめす
垂木八本黒木のにの(?)に(?)あり東西
合せて十六本共に端南北へ渡りあり但搏

大嘗宮圖

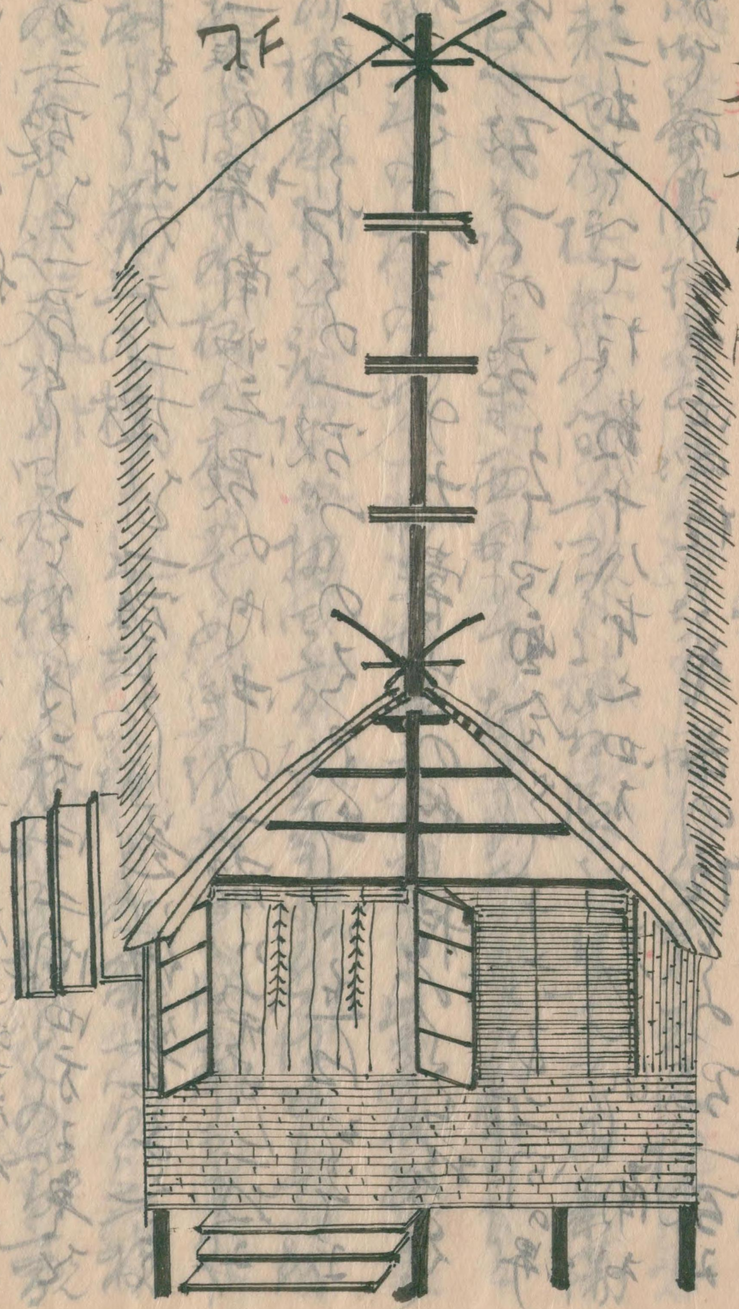

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2

ガラス使用

所へさて根南北三間東西五間（昔ハ長さ四丈廣さ一丈六尺）但西の
方三間を一間とし其ほとに中二間四方に美を
しき東の方二間を一間とし是ハ仲貴子之ゑ
二間の堺南北三間の内中の一間ハ深さ一枚に
て南と北との一間づゝのえ出しハ近江おりて
ぬるをとゝるゝ大嘗宮のゆし柱のうち根ゑ
皆一間づゝの間にて四面合せて十六本二間の堺
に二本すべて柱数十八本之四方に見えれし南お
りて西より第四の柱と第五の柱との間一間
段を付て渡御の時おりさせのふ段とす

十六

小なりて西より第二の柱とも第三乃柱との間一間
ハ出葉陽和との堺とする同しく第三乃柱と
第四乃柱との間一間に出段を付て出葉陽
所へ取る段とす西おりて南第二の柱の南より
第三の柱のかしまで一丈の間に紫宸殿より
の橋廊下を見附る柄四方壁をしを江おりて段
あて度付の柱の本にてめきて段入る但南おりて
西より第三の柱と第五の柱との間一間に二枚
の深さへ又第四乃柱と第五の柱との間一間
も二枚の深さにてそこらしめきに同しめえ又東

十七

なりてまたじ三間の内中の一間を間と小あまて
西より第三の柱と第四の柱との間一間と西
なりて三間の内中の一間が間と三所共に二枚の
開戸よりてくるんぬきに作しめん殿のうち天井
は皆近江なりてこやまは苔ふき桁行東西間
梁行南北三間之板十八間廊下の中央四立
殿の如より第二乃柱より第四乃柱までの間に
あらて二間なあひだ廊下をこれ放し四立殿
の小乃はしより第十八間廊下の小のうへしを近南北
三間より東西二間の内土間に板をしきたるに

無しとし絶苔ぶよのやねとうけ三内南の方二
間四方は此葉湯所とし左江なりてまたく東
西を囲ふ但外の方は板囲之小の方は二間に
一間半は所は口小の方小此所へ通ひ所なり
其西小の角に西の方此廊下へ上るべき所を
付る板袋宸殿の東は急んの東南の角のあし
小より四立殿の西なりて中央より少し南へ
あらる所まてにすぢうひに橋廊下をかく御
長さ七間半なりて一丈あり南北の方を江なりて
まて囲ひ行と板の皮はりてあしふちをうち

十八

やねハ苫ふきなる絶こまひハ皆行べ拂且立板の
東の方一間(ひとつ)餘も東へ寄せて小ハ十八間廊下と
南ハ大嘗宮の小の柴垣乃通りまでに板囲を
さけて板囲の南乃たしに東の方より入るべ
き入口をけるまで(うこと)ハ柴垣の東小の角までに
又板囲を回して又紫宸殿の西より第二の柱
乃通りに南まで小ハ紫宸殿乃元んのかと南ハ
大嘗宮の小の柴垣までに又板囲をさつ又月花門(くつくハもん)
の南の廊をも江おまてまて囲ひ回し總絶の膳屋
とし昔の總絶主基の膳屋ハ柴垣の内にあり總絶の神膳をハ此所にて料理

す其膳屋の東南乃角に長き南小二間(ひとつ)ほど東西
一尺五寸の棚を作る割竹をも打てて打付るに昔の棚ハ楮にて楮
作る棚の高さ土間(どま)より二尺餘り供神の物ハ盛てて
て此棚の上におくこそ棚乃ある通りにハ外(そと)の方
延囲の上に椎の葉をあてまり竹にて押(おし)縁(ふち)を
二通りあらはる又月花門と宣陽殿との間に
廊を用ひしをハ江おまてまて囲ひ回し主基
の膳屋とし主基の神膳をハ此所にて料
理す此膳屋にハ竹棚なし二ツの膳屋共に名
ハ西南の角に西乃方より入るへき天子御望

十九

竹の折ふ此あ面ゝる里 毛江おもてをあてたる
を縄にて結び法をおく也又月花門の北の
席の間に法行水の湯をわかす釜をおく
釜此座ハ三尺だらす四方此席此柏に近江
にもてをあて国ひ回し三尺だらの腰板をあ
れ但此ところハ主殿察の役人作る也して
大嘗会に就て新に作らるゝ所昔ハ影し絶事なく
書けるへきまもあらす今作らるゝ所ハ大略
かくのかし
大嘗会便蒙巻上終

大嘗会便蒙下
大嘗会當日の次第
平明中臣祭ニ大嘗宮殿及門を
平明ハ卯刻を用ゐる中臣ハ祭祀のるに
ばらる職人今度ハ藤波三位和忠の勤めらる大
中臣氏なれば也大嘗宮殿を祭らるゝハ大殿祭
とて殿中に禍なきゆゑ屋船久々連命屋船豊
宮気姫命に大宮賣命をとれそへて祭らる又門を
祭らるゝハ御門祭とてあらぶる神の入来らんを防ぎ
なるゝ為に櫛磐牖命豊磐牖命を祭らるゝ後

也中古までハ毎年六月十二月ニ大内門の祭行り今ハ
代ハ絶たるやうんたるハきこゝろ又此祭昔ハ大嘗の前日
ハ非ずして寅日以前ニ行ハ本と見えた里
兵庫寮立神楯戟於大嘗宮の南門東西各一枚一竿
兵庫寮ハ武器を掌るゆゑ楯戟
をたゝ川ハ川越兵庫頭賢兼これを勤む 昔ハ石上榎井
南氏の人内物部を率ゐてそ
をたゝ川兵庫寮ハあづかる也 神楯ハ長さ三尺ばかり廣
さ一尺二寸ハかり頭ハ厥たるがゆくまでとがりたる
所三つばかりある裏の方ニ狐手あり表裏共
ニ黒ぬり也 昔の楯ハたけも長くそばも廣く数も南北門まで
四枚あり後世ハ異せられて南門ニ在り二枚あり

神桙ハ柄の左さ七寸廻り黒ぬり鍔ニハ金箔を貼る
身ニハ銀箔を貼る鍔の下ニやまと錦の紐あり
ひ也の末三つにまきけて三つなるから云ふし尖る此桙
ハ大嘗宮の南門の外の東西ニ一竿ばかり地ニつき立
ゑ 昔ハ此桙ハ左なり 楯ハ桙の外の方ニ一枚づゝ裏を外の方
へなして宋垣ニしてうゑく出ん
次伴佐伯各一人分著南門左右外腋胡床
伴佐伯ハ氏の名昔よりかくのゆくの大伴ニハ
伴氏と佐伯氏と大門を開守するの人中古ニハ
南氏の人多かり今ハ南氏共ニ少しなり 紗里

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2　ガラス使用

たる者に代として伊氏の人を用ゐらるゝ故
伴氏代にハ紳衆左馬大志和衆董正作伯氏代ハ
岩漢右衛掌紀氏信これを勤む胡床ハ腰をかく
る種々伴氏の胡床を南門の外の左乃方に立て
西面作伯氏の胡床ハ右の方に立て東面之但
各人共に少し南へ引ゐて向ふ正しく東西
にはゝ向ハず

次ニ式部設大忌放位於南門外庭に

式部ハ稚係をつかさどる故なるが故に放位を設
もらるゝをも役とす今設ハ宗忌式部の巡經重

これを勤む大忌とハ大齋之大嘗に付て所戒する
諸司の内厳密に所戒する紀小忌といひ大槩
に所戒するを大忌といふ昔ハ諸司百官其中
小忌あらりて神事にあぢかる者ハ小忌まで
ハ皆大忌なりしハ只ハ昨風を浴して小
忌なる何人大忌の名何人と定めらる今設
大忌の名ハ碇鰯大納言兼潔白清淨寺中納
言秀定名各人之放位とは故ハ如ぶ之位ハ場所
之是ハ朝廷にして何にても御式所ハ庭上に大勢
列ぬすゝ時應き所なれども其仕する人の名ハ尚く

せて列立されば其場所よりかくばるかれて
そ以前よりこゝに何位のしゝ何へ其場おゝに何度
乃ゝ御座き場といふ志ゝしまゝふことあくそふぶを

版位

版位とはひ版とぞかわもいふ昔の版位ハ大きさ
七寸四方厚さ五寸と成制令に見えたれども今ハ
やゝ大きくこそ見なれて設くる版位ハ下
に見えたる大忌の公の御の座より進して拘
まゝする場所のしるしに南門の外なるなり也

大臣取打拂筥參上

そよりも六ヶ條ハ大嘗宮北内を志いらふ所作

なり打拂筥とハ打拂の布とて神座を拂ふ料
の布を入れたる柳筥之大臣ハ是紙大嘗宮
まで持參しなふぞうなり

次參議雜舉坂枕

坂枕

坂枕といふハ大嘗宮神座の八重畳の下にし
枕之を又參議とも弁しとハ是紙舉て大嘗
宮まで持參せらるゝなり

次侍從内舍人大舍人等舉神座御座等參入

侍從ハ石井侍從行忠朝臣内舍人ハ西村兆彈守
則員大舍人ハ若木大舍人少允高橋宋庸これ

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

を勤む御庭は一丈二尺の事九尺の事六尺の事
八重垣等之御庭は主上の御庭乃時事之儀
いつれも大嘗宮を拵事すべきなり
次掃部入殿内借之
掃部は庭をし御席を設くる役なるゆえ供
する之間日々仕せるは押少路掃部頭師守法
水掃部助菅原利音平思掃部少允菅原俊方
三人之是は上に見えたる大原此下の拵事なり故
かきりをつらねる之先御庭は内陣の中央に一丈
二尺の事を設主上は六尺の事を以て二

大嘗宮内圖

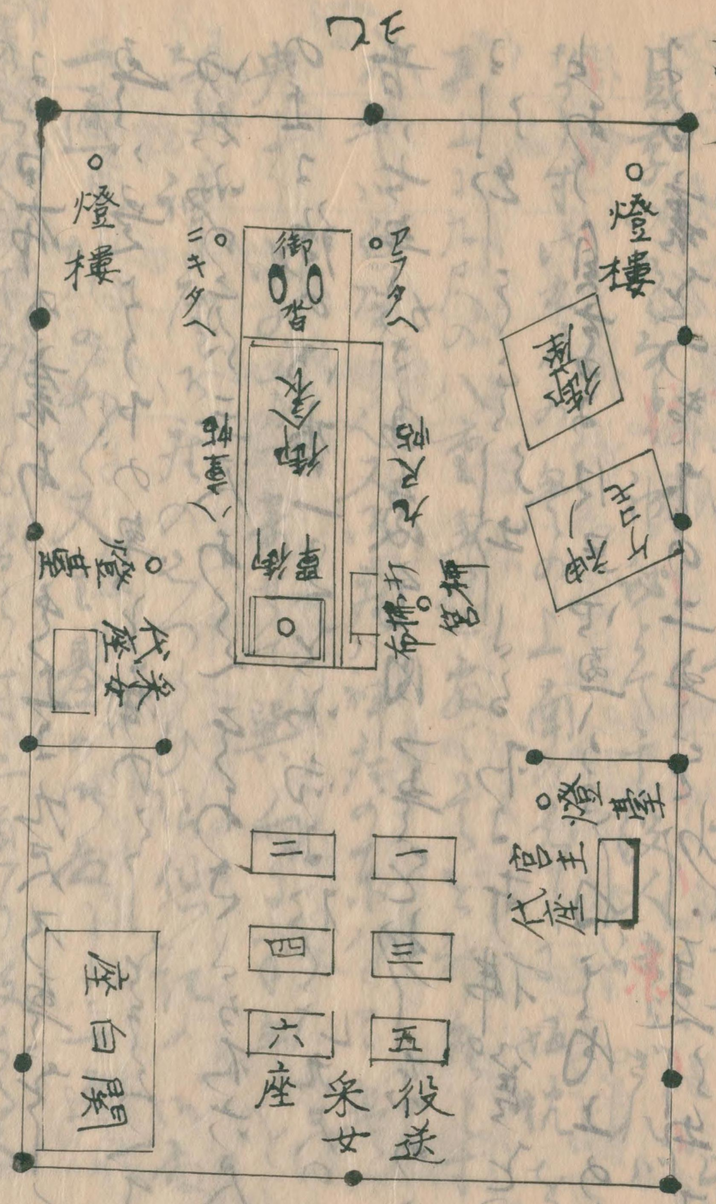

重かさ[illegible]四畳 [illegible]此四畳の内南の方廿二畳
は白布の裏ありて上に九尺の畳をしく此
畳は是より下の畳と南のとしをうへて[illegible]
[illegible]の方は三尺あらん[illegible]六尺の畳
の上に餘の[illegible]一畳を小向に[illegible]廿九尺の畳
昔は七畳かさ[illegible]内一畳を少し東の方
に引出しこれ引出しなる[illegible]拂の筥をおく
とあり貞享[illegible]四畳[illegible]内上の二畳
に白裏をつきて下の二畳を少し東へ引出して
引出しなる[illegible]の南の[illegible]少し[illegible]拂の

[illegible]は[illegible]東に[illegible]なれて[illegible]
貞享のかくなる[illegible]神秘として役人語らざれば詳
ならず廿九尺の畳の上南の[illegible]は坂枕を[illegible]
其上に九尺の八重畳を[illegible]神座と手[illegible]
[illegible]畳は白[illegible]又[illegible]神座の東ハ[illegible]畳の中
央より小の方へ寄せて巽向に[illegible]畳を[illegible]
なる神座[illegible]の[illegible]ひ[illegible]の[illegible]
一通りかくのかく又主基の[illegible]一通り[illegible]
のかくなりて少しも[illegible]二通り役[illegible]
次中臣忌部各一人率[illegible]大花等の官人奉置[illegible]
六

於悠紀殿（主基同之）率内蔵官人奉置御服二襲絹の御幞頭於廻立殿

中臣当日お仕せらるゝ者は三位和忠の伊勢大宮司長矩主人之いづれも大中臣氏なる代々也忌部と申はと同じく祭祀のことをつかさどる役之昔は忌部氏の人多かりしかば大かたは絶し事なり他氏の人をもて代られしが後忌部代としてお仕せらるゝは伏原兵部権佐宣條なる者神祇大祐紀の春清主人なり縫殿は衣服をつかさどる役なる今衣単等のことあつかる人を縫殿の友人と深井縫殿

廻立殿内圖

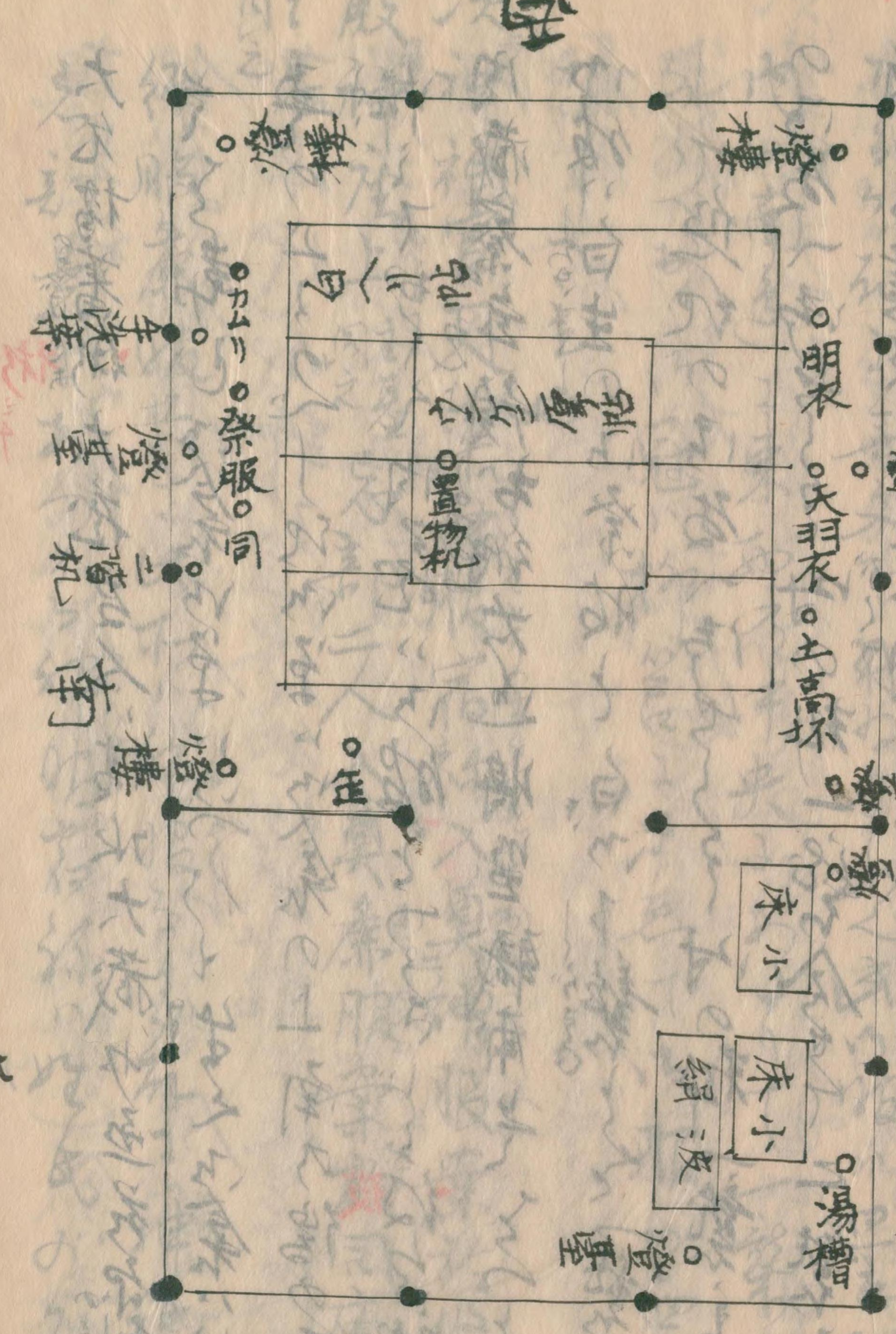

幞頭

大允橘蕃縁 縁 三十 大属某人ハ清水大蔵少丞藤原利尹
そこら節ハ余儀の草にいへるは生之衣衾ハ八重
畳の上にそへし紀伊の草ハ衣衾の上南の帳の外に
帖ゝておくへし内蔵ハ衣服をつかさどる役 役ゆ故に
内蔵寮の年預等納太近將監職事兼さるとも
御服ハ白生の衣祭服と白の下襲とをつゝみ一襲と
して悠紀の衣服ハ御せらるゝ時の料一襲を基
の御服ハ御せらるゝ時の料一襲合せて二襲なり
絹の御幞頭とハ幞頭ハかうむりの冠ハ羅
にて包ミ羃をとぢつけて文のなき也 絹の

御幞頭 頭ハ絹にて包ミ羃代をとぢつけたる御纓をする
なるゆゑに無文のを用ゐるなり此の御帳ハ四方を
内の南方に東西の中央にありて一襲つゝ
あるべしおくれ冠ハ柳筥にすゑて御服の西に
おくべき也
次ニ神祇官一人率ニ神服宿祢ヲ入ニ奠繒服案於悠紀
殿ノ神座上ニ注同之 忌部二人入奠麁服案於同座上ニ
主基 同之
繒服麁服ハ共ニ此布ハ神服ゐる所にて神祇官
なる所是にあづかる神服宿祢ハ姓氏の名

右来神服を織ることを業とせる家之今ハ此姓の
人なるが故に他氏の人を以て代とす今後の神服
者祢代ハ小野ヨ討大元紀氏兼これを勤む絹
服ハ古きこと訓ヨ不記ハ和るる家ハ絹布の悪
名なきこへハすなはち絹の古名之 昔ハ此よきこへ必神服の織ことを用ゐ
麁服ハあらこへと訓ヨあらハ麁悪の家あらこへ
ハすれそらも布の古名也 昔ハ此あらこへ必何使まこ
氏に記るへあらこへ各行の記けこに又は四角ヨ
絶服木の葉をいしくハ脚の葉ヨの寸是を絶
服の葉麁服葉といふ神社上を神社のみとり之

上にはあらす此二つの葉ハ神座の小色左右に
分ちおく絶服の葉ハ西にあり麁服の葉ハ東にあり
次ニ神祇官率内膳膳部等を於恐紀膳屋料理神饌を
内膳ハ内膳を一つくさとる友由之に神饌を料
理す昔ハ内膳の支ニ高橋氏と安曇氏と安
氏よりこれに任す千後安曇氏こそ高橋氏
そうわるそ安氏具せさるが故に高橋氏伴氏
の内の人を以て安曇氏代とす今後ニ高橋氏
内膳ハ濱島内膳の東膳等清これを勤ゑ安
曇氏内膳代ハ石塚右近伴の嘉亨これを勤む

九

膳部ハ月猪ニ属せる職ニて俗ニいふ料理人
猪屋乃作り狼ハ上ニ記す神饌ハ神饌といふの
ニ同しく供御乃物之所飯米の所粥粟の所粥和
布美蛇美鮮物四種于物四種あり

主殿寮以忌火設燈燎於両院二冬二燈二燎

主殿寮ハ燈燭をつかさどる職ニて燈燎を
設く今設出仕せるハ小野主殿桂の助重威小野
主殿少元職秀多人之忌火ハ無火にて別院の
火あるにあらず新ニ火を鑽て大嘗宮にとす
有ニ忌火といふ燈燎とハ燈えともし火燎ハ

たきびなれども此わりてハ大嘗宮月の小の場にあら
黒木丸燈樓をさして燈といひ中央にある白木の
燈臺をはして燎といふと見えたり多院ハ悠
紀殿と主基殿之一院ニ二燈二燎ゲ多院
にて四燈四燎合せてともしびの数八ツ也昔れ
燈ハ布を以て燈炷とす今ハ志らず

伴佐伯率門部設庭燎於南門外ニ

伴佐伯ハ上ニ見えたる胡床ニ着たる多人なり
門部ハ出門府の下ニ属して法門をもちる者之此庭
火ハ大嘗宮の南門の外西南ニ一所これを設く

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

佛を作物と各設くるゝにあらず又昔は御部
八人まで此火をたく今は二人まてたくこと
主殿寮借供大忌の御湯を
湯沐の事にも主殿寮の役人大忌の御湯とは大
忌の意は上に注ずらめし御戒あきまかゆ忌
御湯を度々めさ御で先一度めけるゝ湯を
大忌の御湯と名づ事後にあ度めきるを小
忌の御湯と名づけくるのこと
戌刻御廻立殿帛の御衣不警蹕入御之後殊禁高聲
御すゝとは後御せらるゝ帛御衣は白練の御袍

うて天子御神事に著御の御衣之先御殿にて
帛の御衣をめし廻立殿まで後御せらるゝなり
御衣役は高倉前の中納言永房御前衣
役は坊城大納言俊將御手にて警蹕はせ
をあふと訓して天子出御の時なと人々つし
めしとのいましめに近來の將て忌をしてあり
くとなくぐつゝ先にを今の世あるとは
そずして世にはいむ御とはしらずしらずは誤く
者の時の御御には必警蹕す此時は御敦齋に
依て抱きなしたゞしらずんが為に警蹕せざ

十二

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

小忌の公卿の前ハ上の大忌の設位の下ニ設す今
後の小忌公卿ハ大炊御門大納言経秀卿東宮
中納言基槇卿松木宰相中将宗長朝臣三人
ハ座上ハ巳立殿の座上ハ巳立殿の東の方の
板囲の内殿より南にあるべし板囲のもとに
御ようすごもを敷き上に置くと敷て三人の
座を設けおくべしして三人小の方を上座
として西面に座にはかうべし
大臣一人著小忌就坤角座東面
此大臣も服をもち大嘗宮へ陵侍のおもきを

小忌著用之躰

私小忌

諸司小忌

出納小忌

如形小忌

大臣一人者小忌就坤角座

小忌春用之根

前行の大臣

とめまゐらせしを前行の大臣といふ今後は一條
右大臣道香公勤めまゐらせ其小忌をとりは小忌の形
とて白き晒布に山藍にて摸根を摺らる服
そもそも上世は一通ならずは見る寸中古以後は私の
小忌諸司の小忌お納の小忌如形小忌なるべして
裁縫用しありいへれも本は私の小忌なるを略
して制せる物ともいふ摸根もいろしめ事
大学此事日出仕の人にて大かた小忌を著くる
式大臣の座上退立殿の西南雲宸殿の東階
の南にあらうて小忌の公卿と途に面をして對座

十四

よすごめれ上にあるを其大臣是に東向
に若し殘しまし也
大忌公卿著座 南の鳥居の外と 小面東上
大忌公卿の事は大忌の故佐の下に注す者は
大忌帳とて南門の外に帳を左て大忌の人
は帳中の座に著しを貞享并今度などは
帳をば畧せられて只まごものに無くと変
ける但貞享には南の鳥居の外の少し東
に為人南小對座せらる今度は鳥居乃
外の正中の巡にあらして為人左に小面にて

醍醐大納言は御ぐし法深寺中納言は如の方
に坐せらる
次主殿寮供小忌の御湯を
小忌の御湯の事は上の大忌の御湯の下に注す此
御湯迴立殿の東北にかけ供す
有御湯殿事
是は迴立殿の東の間行簀子の所にて御湯
をめす之蔵人頭五位の蔵人六位の蔵人等奉
仕せらる
次著御祭服

是ハ上ニ見ヘシ白生の御祭服ニて其時ハ
何民ニ部の内花の女人を率ゐて口ニ三度ニ至
大ニ京二襲の御服の内之是迄若御せられ
早御夜御下襲を改めあひて御祭服一襲
と着御さられ法冠とも絹の法冠ニ改め御
帳を御ゆゑ是さしめ也但御若袴ハ
下ハ寸古ハ来故ゆゑ寸御衣紋ハ今今前の
中納言永房ハ御前衣紋ハ葉室前大納言
頼徹ハ第ニ

次供御手水を

陪膳ハ花人ハ一人今紋ハ座田頭の中将重熙朝
臣勤めらる役送ハ五位の花人二人ハ勤ハ
寺右中辨顕頼葉室惟方中辨相要勤めらる

采女申時を

此采女今紋ハ高橋采女正宗直そを勤む
制木を見て迎立後乃南の戸乃遠ニ就て
こ見をかす但此采女昔乃出ニ見えたる
女の采女なるが如し男官の采女風是を申
すなりいまゝ耳ハ也ず

出御

其道大藏省豫鋪二幅布單宮内輔以葉薦隨
御歩敷布單上掃部寮隨御後巻之人不敢踏
是は旦立殿より大嘗宮まで後御の為之也ぞ
て大嘗の夜人二幅の帛を敷鋪其殿
殿の行簀子の召北南の方へ下る踏板の下より
南へ敷板囲の手前八尺ばかりの所より西の方
へ折て敷大嘗宮の小の鳥居の前より南へ
折て敷鳥居をくゞりて南の袖垣と鳥居
との中央より西へ折て敷袖垣の西の端と主
基殿の忌んの端との中央より南へ折て敷正

中の鳥居の前より東へ折て敷鳥居と侍殿の
西の忌んの端と北中央より南へ折て敷南の柴垣と
但紀殿の南の忌んの端との中央より東へ折て敷
南階の中央に當りて小へ折て階下まで敷是但
紀殿へ御御の道人昔は柴垣の内の地面には八
幅の布を敷とゝ見えたり今はさらに寸宮内掃
部の管領の官なる所に葉薦を敷人々段に生
嶋宮内大輔治孝朝臣これを勤む其は一通布單を敷
しるゝ又葉薦を敷て其上を御御しまうしむ
但前方に敷おりて御歩沢弟に御さきへ

十七

せんぐりに膝ひしてゐる由なる者ハ宮内の輔女
人左右に膝ひしてゐる萱の薦をもとあり今
ハ絶たす掃部の女人ハ法路に頃ひ是を是
但一度にまゐずして御所に御所にあるよ
せんぐりにまゐりて天子より外の人ハ此薦
をふまず但冥白ハ御裾を持まゐ也忘れ
階のもとにれば什くらず
先大臣率中臣忌部前行（大臣在中央中臣右左忌部左右）
此大臣ハすれたる旦五殿の坤の南の座に
立し大臣ハ右中央にとゝあまりとも正中にて

葉薦をつむぐ所にかし侍へ寄て前行
しまふ
次御巫猿女
御巫ハ神をいつきまゐる女之昔ハ大御巫生鳴の御
巫坐摩の御巫御門の御巫などとてあり今ハ
絶たる所にして後ハ斎殿御座に利登の御后
の女を御巫に定む猿女ハ氏の右昔天照
大神天石窟にこもりまひし時猿女君の
遠祖天細女命石窟の前にてわざおきし
神ぐらかまして天照大神を出し奉り又天孫

十八

天停りおはしし時先立ちし功ありけり
神なりしかばそれより猿女と申すなり今は
縫殿寮より出す山口伴部少丞盛行
の女を猿女に定む此は猿女も大方は卒
みられたる故なりけるとや

次に主殿の官人二人執燭を
其もしはいつも主殿寮官人之丞盛光
左はた燭を左の方へ持て行職
八右は燭を右の方へ持まはす之

近衛の将取て剣璽を候す左右に

天子の御側を離れず守護する役剣璽は寳剣神
璽にて必天子の御身に添へたてまつるの将
故に近衛の次将是を取て御左右に候る
也役は将左中将實文朝臣剣を取て左
にあり少将右中将真季の朝臣璽を取て右
にあり

御歩

宮内輔の官人ゆるく葉薦の上を歩行します
左右に御徒跣にて御膳あし供奉の人も布単
東の上をゆきし左遠跣あり

車持朝臣取菅蓋奉雲霞子部宿禰笠取直
各一人取蓋綱
車持の朝臣子部の宿禰笠取直は皆姓氏の名上世
此等の諸氏の人多かりし時は此役にあてたるを
古例として今人も姓の人なきゆゑに代氏の人
を代として勤めしむ其中にもを例必ず位
蓋人を以て代とす是は無りて御側なる役
の蓋人を用ゐるまゝ口ざあるゆゑにこゝ位を
用ゐるして六位を用ゐるゝ見えたる今後
も車持朝臣代は小小路極臈大江の後包子部の

君祿代は慈光寺次蓋人源の沙仲笠取の
直代は小森丹蓋人丹波の乾亮これを勤めらる
菅蓋は菅にて作れる所にして笠別にもき
柄あり柄の末曲にして少し下にて田里に沿
下に鳳凰の如くにて庵の長かりぬるを作り
其は其鳥の喙を畫めるにて紐をさけて紐の
末を若の頃にあらず環にとほしたる柄にて柄
を持て蓋を天子の御上にはしおりひきまゝ也
仍て車持朝臣は天子の御後にあり又蓋の
鳥は蓋の裏の面中に糸にて小さらおしたる

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

わりて是を縁にて貴きて縁の事を居る
各へ分けて是をとらず是に法蓋をかなしす天
子の御階上の巡にあるかんがみ也ゆへて子孫の
孫は天子の御居にはなり筈にはなれば居るあり

次関白

御裾に候せらるゝまゝて夜御の山列也
近衛の将捧て劔璽を候す掌殿の西面の簀子中臣忌部御巫
猿女等跪鳥居内主殿執燭候階下
そこは天子大嘗宮にいたりまひたる時のことなり
に皇子の御弟には首に到大嘗宮の四字ありて

次しやもし掌殿西面の簀子は西の方の思ひなり
悠紀殿の時も主基殿の時も各其西の方の右
の左右の思ひ此上に候せらるゝ其寶劔を持げ
たるは小の方神璽を持けたるは南の方の立階下
は南階の下に天子宮内に来ます時主殿
の右人始終燭をとれて階下に居る也

御悠紀掌殿

経大嘗宮小門并悠紀殿西令入自南面戸御大蔵宮
内掃部車持子部笠取等出鳥居外関白候便所
此及すちは上の布掌を取りあしく記すがあし

二十一 記

南面の戸ハ南面の人口之奥白候ニ便利と大定ます
しる所の式なきかなしかるにいへど負字の付の様
改も今後の奥白も大嘗宮の外陣乃西壁の
下に置て一無てをなすこそ東面して是座なり
小忌群官各着座 大臣南の鳥居の内東邊ニ西面納言以下同鳥居の外ニ西面和上
此座とも昔ハ皆帳中にあり今ハ帳を畧せ
られあらしめすべきも此上に無きと為て役けなし
太大臣ハ南の鳥居の内乃東邊宮御の後乃
布帛の里ニ少し南に西面して是座なり
大炊の御門ハ納言ハ南の鳥居の外乃東邊に

西面して是座せらる其南に東園中納言ハ
南に松の本宰相の中將ならひ坐せらる但此三
人乃座ハ太大臣乃座の巡より大やゝ東に作
まりて是を役く
近代辨少納言外記史等不着之
其本ハ無以下も皆是座せらるの也小忌群
官とあれども太大臣ハ四人まゐり是ハ
なれ也
次ニ開門 伴佐伯兼大嘗宮の南門を
次ニ大忌公卿就庭中の版位 南の鳥居の外異位董行 拍手訖復座

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2　ガラス使用

此叙位ハ上ハ見て了る式部の叙位より叙位之大忌
めんくハ初名叙せられ…あり少しずらられは
終りて叙位のまとまりはる之具位重行ところ
あらひ様ハ貞観儀式西宮記以下に見えたれども
年代用ひなりくして後成恩寺殿の御説のめぐ谷
近衛の所ゆる大納言よりしるよ三位の中納言ゟ
らし続ま四位の宰相列し二位の中納言ハ大納
言の末ま少し退きて列し三位の宰相ハ中納
言の末ニ少し退きて列するし是ハ大勢列立
するはみなうみて中将の大臣乃公達ニ同じ上人な

まづは清涼殿中納言二位の中納言ならば礎
棚大納言の西の方より少し退きてつかふまつ
るなる柏手ハ手をうつ之但此の柏手ハ二つ
つらうつ也此時の柏手ハやはらげハ八度合
せて四人の柏手乃数三十二也是を八開手と
よりみ天の御なり叙の位をも就て跪して
…て柏手し続て小柏して本の座ニ
清らる
真一刻供御膳を
差すなそなら上下をしたる神祇官の祭祀の服

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2
ガラス使用

神饌物之圖

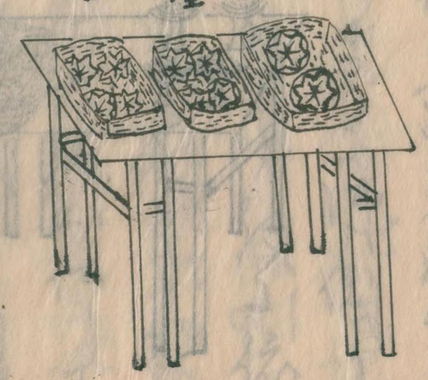

屋ニ入て料理せる神饌ニて其よりおゝ来の
今宮の月宮垣の下ニ八脚の案をたて、
其上へ入ことびならべ金てそれより然紀の故
内へ供すると云ふ俗伴造火炬を取て前行
リト頌并ニ云ふ橋安曇の内膳司造酒司主
水司なと是ニあげつらはさ供ふ事ハ神
祕とて供らざれ人の様ハ志るなれども
自親成式江次第などにてはしてこれでさ
りてかゝるのハあらじ

四刻撤之を

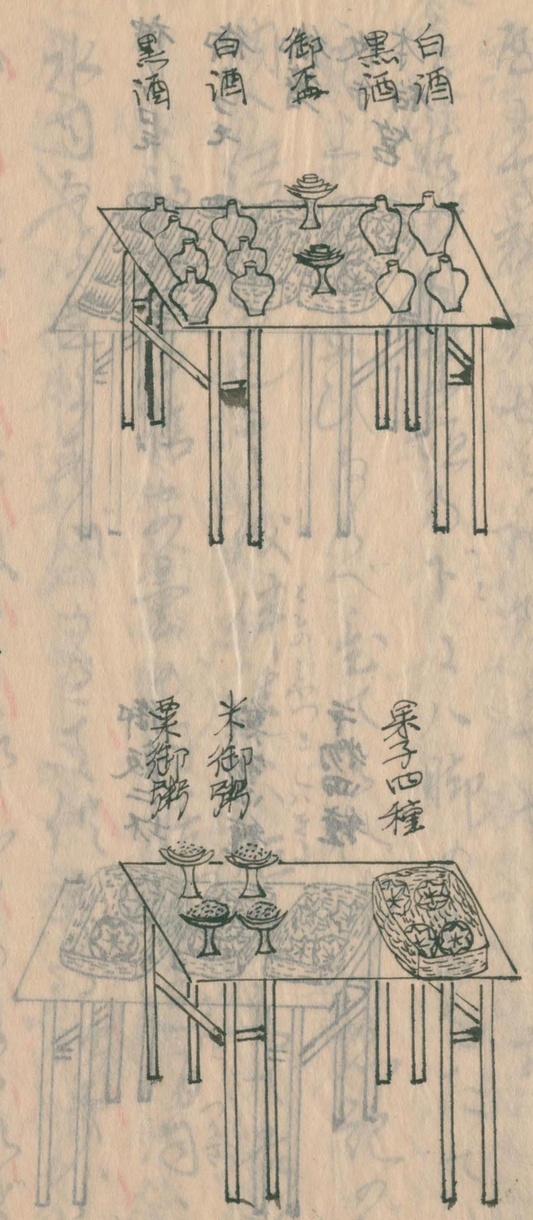

天子供し早りのひて我侍の屏風乃内に入
休息しのひ四刻にいたりて撤しまゝ
宮主采女等従ニ其儀ニ
宮主ハ今の高主吉田神祇の権の少副兼成是を
勤むべきなれども今日をあまりに御側に
をきて勤なれバ地下の人を用ゐがたき故に依
て吉田神祇権の大副兼雄卿高主代とし
是を勤めらる采女ハ代ともに六人お供して
役送と勤め外に一人内侍を以て代とし内藤
の供神の御手つゞひを勤めらるゝ高主も

廿五

采女も供する時撤する時共にあつかり勤
むる也

次還御廻立殿ニ其儀如初

御道すぢ初の頃を用ゐるに御路次の習
おれの大臣以下御後の翼白まで御の
時のめしことしハ此還御子の半刻過に
及ひそれ御式准して刻限なく
[illegible]

子の一刻神祇官率内膳膳部等遷主基膳屋ニ
料理神饌を

悠紀の時のめし

次主殿寮供御湯を

是も亦小忌の御湯とおなし

御湯殿以下一ニ如悠紀の儀の

御湯殿の御祭服をめし改めまゐる悠紀
の御のめし但御冠ハ改めまゐらず次に御手水
を供す陪膳を悠紀の時乃めし後迄ハ勅候
す右中弁と烏丸左少弁清徹勅めしる次に
采女時をかしまゐる又悠紀のめし

遷御主基寄殿ニ

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2　ガラス使用

此後も同じく大嘗の官人二幅の布の帯を結び
し但し立殿より大嘗宮の小の鳥居の内ま
では但し紀の時は後に同じ小の鳥居を入て
小南りの神垣と雪居との中央より東へ
折て東神垣の東北端と但し紀殿の之
の端との中央より南へ折て志き正中の
鳥居の前より西へ折て東ゆる居と主
基殿の東北之人の之しと北中央より南へ
折て東南の東垣と主基殿の南の之人
の端との中央より西へ折て東南階の中央

に帯して小へ折て階下まで東て北上を宮御あり
宮内の輔の葉薦を紀掃部寮の之れを敷くなり
以下路次の供奉并宮御早まて大嘗宮内以下
居の外に出置白外陣の西座及下に莫敷し
今に但し紀の時に多しも替ることなし
此選所丑の刻に及べり
小忌の群官各着座 大臣南の鳥居内西邊に東面網
言已下同鳥居外に東面小上
但し紀の時に准して知べし すなはち 網言以下の
座は大大臣の座の巡より やゝ西にあるべし
大忌の公卿無移着之儀

是ハ小忌の人に對していふ之昔ハ此乃小忌の人
怨紀の帳の註をもて主基の帳の註に
移ほ候ハ今ハ帳なれども小忌の名は
主基の註に改めほ候之但大忌の名は註
を改めつれ候なし昔も大忌の帳ハ怨紀
主基別なき故にうつり候て乃爲ほれ候之
次大忌の公卿就て庭中の版位に拍手
怨紀の時乃ぬし但此段ハ從砌大納言而の
方にあり清涼殿中納言ハ東に少し退き
てつかる又此前に安門の怨紀の時乃ぬし

てまかさるハ怨紀の時に准して解せる也
寅の一刻供御膳を四刻撤之を還御廻立殿に
いつれも怨紀の時に同じことしハ此還御寅の
半刻に及ぶ也
次采女進て南の戸に有還申事
此采女も時を申す采女に同じ還申の詞ハあ
さんもとりいふへあらつ文のこきたひらる
つらんまつりつとも申す
勅曰云云
云云ハなくのめくといふ也此勅ハよしとのこまふ

御一言なり

采女称唯退出

称唯ハ答之言詞なり

次着御帛の御衣を還御本殿伴佐伯閉南門を

迴立後にて帛の御衣にめし改めなひ寝宸

所にて還御せらるゝ後御の男は後

宮前の戌の刻の御法の時に同じ至しハ武還

御卯の刻に及べり

翌辰の日に悠紀の節会といふ事あり恐て大

嘗会ハ元年の新穀を先天神地祇に供し

なひて次に天子も嘗させ給ふ後之昨卯の日に

神祇への供進ハ早りぬ仍今明毎日天子新

穀をめし上らるゝ事ハ諸侯へもたまはる之

今辰の日ハ悠紀の節会にて悠紀の國司より物

を奉り明巳の日ハ主基の節会にて主基の國司

より物を奉る但今日ハ悠紀の管会の事にて

先主基の節会の異例なるを以て明日の

主基の節会の前に又悠紀の節会の異例なる

をもつてなり也毎日各毎宮会あるを先今日

の悠紀の節会にハ天子常宸殿の悠紀の帳下

お御あり昔は悠紀の帳主基の帳とて帳を別に
設けられたるを今は帳は一つにて其帳の四方に
悠紀の御屏風をたて四方せは悠紀代帳とよ
び主基の御屏風をたて四方せは主基の帳と
よひかゝる之紀にして中臣賢木を捧ぐ紫宸
殿前の祓位に就て天神の壽詞を奏し群臣
は其事奏するなり又常の節會の供膳
の外に白黒の酒を供す白酒といふは其の
す先に酒之黒酒といふは常山の灰を入たる
酒之黒酒をかくするなりは近世の比にかゝる見て

豊明
節会

て今もしかれども中比黒酒には黒明麻の粉
を振れるなり見たる事にはあるべきなり又一献
の後に悠紀才の解味として雉を梅の枝につ字
ようと密樹と搗栗とをひげこと入て松の枝
につきたるとは此事なり是は悠紀の事也弁
とて葉室權大中弁頼要悠紀の國司并膳部
に持しめて座中にたてる之又三献の後に御
掛頭を奉り給ひ下にして掛頭をもつて御あり
て掛頭は天子は樹銀にて作る大臣は茂大中
納言は山吹矢に議は梅につきても其輸にて作り

滅金をかくる但し此定昔とは同じうす此外は
内弁の行事群臣の進退供膳の次第等以下者
の節会に異なるのなし常にはいまを異にて
又主基の御節会にハ主基の帳に出御あるに
よりけれども其の言ふ云ひ
翌巳日にも先悠紀の節会あり天子悠紀の帳
に出御あるべきかりまて其の節会にハ
主基の節会あり主基の帳に出御たるにハ
昨日の悠紀の節会に同じ但寿詞の奏なく
白黒の御酒を供せず主基方の鮮味は

鳥を楓の枝につきたるとも鶉を萩の枝につ栄
なるとも主基の行事の弁ハ烏丸左少弁
清胤主基の國司并膳部に持しめて庭中に
左にたるも西掛頭を奉里臣下にも掛頭を
ありしも昨日の悠紀節会に同じ此外ハ者の
節会乃ぬし節会に早く後に清暑堂代
にて御神楽阿り

豊明節会

翌年の日に豊明節会といふ事あり是ハ大
嘗の儀に早くぬるかゝ群臣を遊宴しまし
後之ハ紫宸殿に高御座を飾りて天子

是ニ御あり内弁の御事 雅仁の進退供
膳の次第等以下常の宮の会ニ異なるなし
し只三献の後ニ吉志舞を奏す昔ハ大嘗
一会の間ニあまたの所舞何り今ハ辰巳寅
日四度の御会ニ各風俗を奏し其時の宮会
ニ國栖奏と此吉志舞とこれかまゐ也 但此舞
も得ることばなりまて只伶人数栄巡回
すなれこそ大嘗一会の儀式此其内宮会まて事
早ク但十月晦日ニハ猶散斎之日を後祈といふ
大嘗会便蒙巻下終

明治四十年三月自摹写
宮雄自校

元文四季己未十二月吉日

江都書林　小川彦九郎梓行

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『大嘗会便蒙 : 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『大嘗会便蒙 ： 2巻』 請求記号 210.091-Ka144d2

ガラス使用